

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成31年2月22日

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
理事（水産大学校代表） 鷲尾 圭司

## 1. 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 自家用電気工作物保安管理業務 一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期間 平成31年4月1日～平成32年3月31日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（当該金額に当該金額及び相当する消費税を加算した金額）を、入札書に記載された金額（当該金額に当該金額及び相当する消費税を加算した金額）の108分の100を超過しないこととする。

## 2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等」の業種「建物管理等各種保守管理」で「A」、「B」、「C」又は「D」のいずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (5) 調達役務に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

## 3. 入札説明書等の交付方法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書の交付を受けること。）
- ① 直接交付  
山口県下関市永田本町二丁目7番1号  
国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校  
校務部会計課用度係  
電話 083-227-3826  
FAX 083-264-2080
  - ② 宅配便着払いによる交付  
任意書式にて「自家用電気工作物保安管理業務入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。
  - ③ メールによる交付  
任意書式にて「自家用電気工作物保安管理業務入札説明書メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

## 4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関する質疑がある場合は、平成31年3月7日（木）午後1時～午後3時、上記の場所（入札説明書に記載のとおり）にて行なわれる。

入札説明会に代える。なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合は、当該個人を識別し得る記述を公表せず、質疑者のみに回答することとする。

## 5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所 平成31年3月14日 11時00分  
山口県下関市永田本町二丁目7番1号  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産大学校本館1階第1会議室A
- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所 平成31年3月13日 17時00分  
3. ①に同じ。

## 6. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

## 7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先  
次の①及び②いずれにも該当する契約先  
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等<sup>※注1</sup>として再就職していること  
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること<sup>※注2</sup>
- なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。  
※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与える者と認められる者を含む。  
※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報  
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。  
① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名  
② 当機構との間の取引高  
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上  
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報  
① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）  
② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日  
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他、当機構ホームページ（契約に関する情報掲載）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が、所轄の契約締結を行う際のホームページ（契約に関する情報掲載）に掲載されている内容については、お問い合わせいただき、ご説明いたします。

#### 8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科省決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取引先の皆様には「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：[http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge\\_request/note\\_contract.pdf](http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

# 業 務 仕 様 書

国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産大学校

1. 件 名 自家用電気工作物保安管理業務
2. 業務目的 本校が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を行うことを目的とする。
3. 業務場所 山口県下関市永田本町二丁目7番1号  
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産大学校  
(本校、学生寮、小野臨湖実験実習場、耕洋丸陸電設備、天鷹丸陸電設備)
4. 業務期間 自) 平成31年4月 1日  
至) 平成32年3月31日
5. 業務内容 下記のとおり行うこと。
  - 一. 別紙に掲げる対象電気工作物の維持及び運用について、下記の定期的な点検、測定及び試験を行い、経済産業省令で定める技術基準等に適合しない事項又はその他必要な事項がある場合は、指導又は助言を行うこと。
  - 二. 電気工作物の設置又は変更の工事について、工事期間中に毎週1回以上の点検、設計の審査及び竣工検査を行い、指導又は助言を行うこと。
  - 三. 自家用電気工作物に事故が発生した場合(絶縁監視装置を設置する事業場  
において警報を受信した場合等)又は発生する恐れがある場合、必要に応じて臨時点検を行い、応急措置を指導するとともに、再発防止についてとるべき措置の指導又は助言を行うこと。  
なお、電気事業法第106条に定める電気事故報告を行う場合はその作成及び手続きの指導を行うこと。
  - 四. 電気事業法第107条第3項に定める立ち入り検査の立会を行うこと。
  - 五. 点検区分
    1. 月次点検  
自家用電気工作物の運転・保安の状況について毎月1回(絶縁監視装置を設置する事業場については隔月1回)行うこと。
    2. 年次点検  
自家用電気工作物の運転を停止させ、年1回行うこと。
  - 六. 点検項目
    1. 月次点検
      - ①変圧器バンクごとの電圧、電流及び漏洩電流の測定を行うこと。

②引込線及び構内電線路

- 1) 引込線、架空線の他の建物・植物との離隔距離、たるみ、損傷等の有無を点検。
- 2) 電柱、支持物等の損傷、傾斜、腐朽、脱落等の有無を点検。

③遮断器・開閉器類

- 1) 異音、異臭、漏油等の有無を点検。
- 2) 各機構部の損傷、変形、腐食の有無を点検。
- 3) ブッシングの汚損、き裂、端子部の変色、過熱等の異常の有無を点検。
- 4) 接地線の緩み、損傷及び断線の有無を点検。

④変成器

- 1) 異音、異臭及び異常振動の有無を点検し、異常がある時は原因を調査する。
- 2) 汚れ、損傷、き裂、過熱、変色、漏油等の異常の有無を点検。
- 3) 接地線の緩み、損傷及び断線の有無を点検。

⑤高圧機器

- 1) 異音、異臭及び異常振動の有無を点検し、異常がある場合は過電流等の有無を調査する。
- 2) 碍子の汚損、き裂及び取付ボルトの脱落等の有無を点検。
- 3) 端子、ヒューズ筒（接触部）の過熱及び変色の有無を点検し、異常がある場合は原因を調査する。

⑥受・配電盤

- 1) 扉開閉の良否及び施錠の有無を点検。
  - 2) 汚損、損傷、変形、き裂、塗装の剥離及び錆の有無を点検。
  - 3) ボルトの緩みを点検し、緩みがある場合は増締めする。
- 4) 雨水、塵埃等の浸入状態を点検。

⑦継電器

動作表示を点検し、動作表示がある場合は原因を調査し復帰する。

⑧危険標識等

標識の汚損及び取り付け状態の点検。

⑨受電室（キュービクル含む）等

- 1) 出入口の開閉の良否及び施錠の有無、柵の損傷、変形、き裂等の有無を点検。
- 2) 雨水、塵埃の浸入状態を点検。

⑩絶縁監視装置

- 1) 汚れ、損傷、変色等の有無の点検。
- 2) 配線及び端子部の損傷、緩みを点検し、緩みがある場合は増締めを行う。

⑪接地装置

- 1) 各機構部の損傷、変形、腐食及びボルトの緩みの有無を点検。
- 2) 接地線の緩み、損傷及び断線の有無を点検。

⑫予備蓄電池装置

- 1) 損傷、液漏れ、汚損等の有無を点検。
- 2) 電解液面を点検し、最高・最低液面線内にあることを確認する。
- 3) 端子の緩みの有無を点検。

⑬太陽光発電設備

- 1) モジュールの汚れ、損傷、変形の有無を点検。
- 2) 架台の変形、錆、損傷及び架台へのモジュール取付部の緩みの有無を点検。
- 3) 配線の損傷の有無を点検。
- 4) 接地線の断線、損傷及び接地端子の緩みの有無を点検。
- 5) パワーコンディショナー外箱の腐食、損傷及び据付ボルト等の緩みの有無を点検。
- 6) 動作時の異音、異臭の有無を点検。
- 7) 換気口フィルタの汚れ、目詰まり等を点検し、汚れ等がある場合は清掃する。

⑭非常用予備発電設備

- 1) 機器や配線の損傷、汚損の有無を点検。
- 2) 始動・停止試験を行い電圧・周波数測定を行う。
- 3) 始動時の異音、異臭の有無を点検。

2. 年次点検

測

- ①変圧器バンクごとの電圧、電流及び漏洩電流の測定及び絶縁抵抗測定を行うこと。

②引込線及び構内電線路

- 1) 引込線、架空線の他の建物・植物との離隔距離、たるみ、損傷等の有無を点検。
- 2) 電柱、支持物等の損傷、傾斜、腐朽、脱落等の有無を点検。

③遮断器・開閉器類

- 1) 各機構部の損傷、変形、腐食、過熱、錆、変形等の異常の有無を点検。
- 2) 各締付け部（ボルト、端子等）の緩みの有無を点検し、緩みがあれば増締めを行う。また、汚れがある場合には清掃する。
- 3) 操作機構の手動又は電動による入・切操作、作動及びマイクロスイッチの作動及び復帰機能の良否を点検。
- 4) 接地線の損傷、断線及び変色の有無を点検し、変色の異常があれば原因を調査する。

④変成器

- 1) 外部の汚れ、き裂、変形及び変色の有無を点検し、変色の異常がある場合は原因を調査する。
- 2) ボルト緩みの増締めを行い、端子部又は鉄心の錆、汚れ等がある場合は清掃を行う。

⑤高圧機器

- 1) 外部本体及び付属品の汚れ、緩み、塗装の剥離及び錆の有無を点検し、取付部に緩みがある場合は増締めを行い、錆及び汚れがある場合は清掃する。
- 2) ブッシング（端子部）及び碍管の汚れ、損傷、緩み及び過熱変色の有無を点検。
- 3) 接地線の緩み（端子、接続部）、断線及び端子部の変色の有無を点検し、緩み部の増締めを行う。なお、変色等の異常がある場合は原因を調査する。
- 4) 防振装置（ゴム、スプリング等）の劣化の有無を点検。

⑥受・配電盤

- 1) 受・配電盤の汚れ、損傷、錆、変色等の有無を点検。
- 2) 扉の開閉の良否及び施錠の有無を点検。
- 3) ボルトの緩みを点検し、緩みがある場合は増締めする。
- 4) 内部配線、接地線及び端子部の損傷、過熱及び断線の有無を点検。
- 5) 盤内収納機器、計器類、仕切板、取付金具、床上等に付着した塵埃の清掃を行う。
- 6) 端子、配線符号（マークキャップ、端子番号等）の損傷及び脱落の有無を点検する。

⑦継電器

- 1) 汚れ、錆及び損傷の有無を点検し、端子の緩みの増締めを行い、汚れがある場合は清掃する。
- 2) 内部（コイル内部、配線、部品）の汚れ、損傷及び主補助接点の荒れの有無を点検し、端子及びボルト緩みの増締めを行う。
- 3) 保護継電器の試験は、製造者の示す動作特性試験点で行い継電器単体の良否を判定する。

⑧危険標識等

標識の汚損及び取り付け状態の点検。

⑨受電室（キュービクル含む）等

- 1) 出入口の開閉の良否及び施錠の有無、柵の損傷、変形、き裂等の有無を点検。
- 2) 雨水、塵埃の浸入状態を点検。

⑩絶縁監視装置

- 1) 汚れ、損傷、変色等の有無の点検。
- 2) 配線及び端子部の損傷、緩みを点検し、緩みがある場合は増締めを行う。
- 3) 検出電流、動作時限等の設定確認を行う。
- 4) テストスイッチを押し、ランプの点灯（ブザー鳴動）を確認する等動作テストを行う。
- 5) リセットスイッチを押し、注意・警告ランプの消灯を確認

する等復帰テストを行う。

- 6) 接地線の抵抗値の確認を行う。
- 7) 搬送信号の確認を行う。
- 8) 警報情報が管理センターへ正常に転送されたことの着信確認を行う。
- 9) 絶縁監視装置の試験は、製造者の示す動作特性試験点で行い絶縁監視装置単体の良否を判定する。

#### ⑪接地装置

- 1) 各電気室の高圧機器（低圧機器）外箱、変圧器の2次側電路、避雷器において接地抵抗測定を行う。
- 2) 接地線の緩み、損傷及び断線の有無を点検。

#### ⑫予備蓄電池装置

- 1) 電槽、ふた、各種栓体、パッキン等に変形、損傷、き裂及び漏液の有無を点検。
- 2) 電解液面を点検し、最高・最低液面線内にあることを確認する。
- 3) 架台、外箱に著しい変形、損傷及び腐食の有無を点検する。
- 4) 蓄電池の転倒防止枠、緩衝材、アンカーボルト等に変形及び損傷の有無を点検し、緩み部の増締めを行う。
- 5) 蓄電池端子と配線及び全セルの蓄電池間の接続部に発熱、焼損及び腐食の有無を点検し、接続部緩みの増締めを行う。

#### ⑬太陽光発電設備

- 1) モジュールの汚れ、損傷、変形の有無を点検。
- 2) 架台の変形、錆、損傷及び架台へのモジュール取付部の緩みの有無を点検。
- 3) 配線の損傷の有無を点検。
- 4) 接地線の断線、損傷及び接地端子の緩みの有無を点検。
- 5) パワーコンディショナー外箱の腐食、損傷及び据付ボルト等の緩みの有無を点検。
- 6) 動作時の異音、異臭の有無を点検。
- 7) 換気口フィルタの汚れ、目詰まり等を点検し、汚れ等がある場合は清掃する。

#### ⑭非常用予備発電設備

- 1) 機器や配線の損傷、汚損の有無を点検。
  - 2) 始動・停止試験を行い電圧・周波数測定を行う。
  - 3) 始動時の異音、異臭の有無を点検。
  - 4) 絶縁抵抗・接地抵抗の測定。
  - 5) 保護継電器の特性試験及び機器との連動試験を行う。
  - 6) 電池の比重・液温・電圧の測定。
3. 点検結果については、報告書を作成し、本校校務部会計課施設係（以下「担当係」という。）に提出すること。

### 七. 絶縁監視装置



別紙に掲げる対象電気工作物のうち絶縁監視装置の欄に○印のついた事業場については、受注者の責任において絶縁監視装置を設置し、これを維持管理すること。

八. 保安業務担当者の資格等

本業務を担当する者は、電気事業法施行規則に定める要件に適合する者をあてること。

九. 経済産業局への申請・届出

受注者は、契約締結後、速やかに保安管理業務外部委託承認申請書等すべての書類を作成し、中国四国産業保安監督部に提出すること。

6. その他 仕様書に明記のない点は担当係の指示により完全に行うものとする。

## 自家用電気工作物保安管理業務対象電気工作物

区分	事業場名称	水産大学校	学生寮	小野臨湖実験実習場	耕洋丸陸電設備	天鷹丸陸電設備
所在地		山口県下関市永田本町二丁目7番1号	山口県下関市永田本町二丁目7番1号	山口県宇部市小野区下小野5870-1	山口県下関市岬之町18街区	山口県下関市岬之町30
電話番号		083-286-5111	083-286-5111	0836-64-2027	083-232-5192	083-234-4197
需要設備容量		4, 250kVA(※1)	375kVA	125kVA	300kVA	200kVA
受電電圧		6. 6kV	6. 6kV	6. 6kV	6. 6kV	6. 6kV
非常用予備蓄電池数		2	—	—	—	—
受変電設備数		6(※1)	1	1	1	1
太陽光発電設備数		3(※2)	—	—	—	—
非常用予備発電設備数		2(※3)	—	—	—	—
点検回数		毎月1回	隔月1回	隔月1回	毎月1回	毎月1回
絶縁監視装置		—	○	○	—	—

(※1)詳細

建物	機械棟電気室	三学科共用実験棟電気室	二学科共用実験棟電気室	図書館電気室	共同研究棟電気室	講義棟電気室
需要設備容量	575kVA	325kVA	800kVA	350kVA	1, 400kVA	800kVA

(※2)詳細

設置場所	講義棟渡廊下	船用機械総合実験棟	多目的学生教育棟
定格容量	5. 5kW	5. 5kW	38. 0kW

(※3)詳細

設置場所	共同研究棟	多目的学生教育棟
定格容量	310kVA	110kVA
定格電圧	6. 6kV	220V